

参考 ソフトウェア使用許諾和証

(おことわり：以下、日本語によるエンドユーザライセンス契約はお客様の参考のためのものであり、英語によるものが正文となっておりますのでご留意下さい。)

エンドユーザライセンス契約

本エンドユーザライセンス契約は、Vidyo 製品に搭載された Vidyo ソフトウェア（「製品」）をダウンロード、インストールまたは使用する場合に適用する。本エンドユーザライセンス契約の条件を理解し、これに同意したうえで Vidyo ソフトウェアおよび製品をダウンロード、インストールまたは使用すること。

限定保証および保証の否認を含む Vidyo エンドユーザライセンス契約

VIDYO, Inc.はデラウェアの法人であり、その主たる事業所を 433 Hackensack Ave., 7th floor, Hackensack, NJ 07601 に置く（「Vidyo」）。

重要：本エンドユーザライセンス契約を注意深く読むこと。 Vidyo が供給するソフトウェアのダウンロード、インストールまたは使用は、本契約への同意を構成する。

ソフトウェアの本ライセンスは、本ライセンス契約に定められる条件のすべてにユーザが同意することを条件とし、かかる場合にのみ効力を有する。ユーザは、ソフトウェアをインストールもしくはダウンロードをすることにより、または本ソフトウェアが搭載された機器を使用することにより、本契約に同意したことになる。ユーザは、ユーザ自身およびユーザが代表する事業体（総称して「顧客」）に本契約を守る義務を負わせる。ユーザが本契約の条件のすべてに同意しない場合、Vidyo はユーザへのソフトウェアライセンスの付与を行わず、(A) ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用してはならず、(B) ユーザはかかるソフトウェアを返品しその全額の払い戻しを受ける、またはソフトウェアが別の Vidyo 製品の一部として供給されている場合は、製品全体を返品し、その全額の払い戻しを受けることができる。返品し払い戻しを受けるユーザの権利は、ソフトウェアを Vidyo または Vidyo の正規再販業者から受け取ってから 30 日後に消滅し、および最初に購入したエンドユーザにのみ適用される。

Vidyo の技術、ソフトウェアおよび製品については、一つ以上の発行済みまたは交付済みの米国特許および国際特許が採用されている。採用されている米国特許の詳細については、Vidyo のウェブサイト

<http://www.vidyo.com/about/patent-notices/> を参照のこと。Vidyo のソフトウェアおよび製品は、その一部にオープンソースソフトウェアが含まれている場合がある。詳細については、

<http://www.vidyo.com/wp-content/uploads/Vidyo-OSS-Attributions.pdf> を参照のこと。

本契約の条件の遵守を条件として、Vidyo は、顧客の内部業務を目的として顧客が求められるライセンス料を支払ったソフトウェアおよび文書資料を使用する、非独占的かつ譲渡不能ライセンスを顧客に付与する。「文書資料」とは、特にソフトウェアに関する、Vidyo により何らかの方法（CD-ROM またはオンラインを用いる場合を含む）でソフトウェアと一緒に利用可能とされる書面による情報（ユーザマニュアル、技術マニュアル、トレーニングマニュアル、仕様書その他に含まれているかにかかわらず）を意味する。ソフトウェアを使

用する顧客のライセンスは、Vidyoにより受け入れられた、適用される購入注文書に定められる、求められるライセンス料の支払いをVidyoが受けた单一のVidyo製品に限られ、これを超えてソフトウェアを使用してはならない。文書資料において別段に明示的に定められる場合を除いて、顧客は、顧客により所有またはリースされる、顧客の内部業務のために使用されるVidyo機器を実行するために、または（適用される文書資料により、非Vidyo機器へのインストールが許可される場合）かかる機器との通信のために埋め込まれたソフトウェアのみを使用するものとする。ソフトウェアのその他の使用に対し本契約により権限が付与されるものではなく、ソフトウェアの不正使用は、本ライセンスおよび契約の条件に違反する。

注) Vidyo がライセンス料を請求しない評価またはベータコピーについては、上記で求められるライセンス料の支払いは適用されない。

製品の使用。製品は、身体傷害、死亡または壊滅的な器物損壊となることが合理的に予測される、非常に危険なまたはその他用途で使用してはならない。顧客がかかる用途で製品を使用するか、かかる使用のために販売する場合、顧客はかかる販売または使用について、顧客が単独でその危険性に対し責任を負うことを認める。顧客は、かかる販売または使用から生じる、またはこれに関連するあらゆる賠償責任および費用から Vidyo ならびにその供給者およびライセンサーを防御し、無害とし、これに補償する。

限定保証

明示の保証-Vidyo は、製品の出荷から 1 年間、(i) 製品のハードウェアが材料および仕上がりに欠陥はないこと、および (ii) ライセンスソフトウェアが実質的にその公表仕様に適合することを保証する。本保証に基づく請求手続きを開始しようとする場合、製品を取得した Vidyo の正規再販業者に連絡すること。

上記を除いて、ソフトウェアは現状有姿で提供される。本限定保証は、最初のライセンサーである顧客にのみ適用される。本限定保証に基づく顧客の唯一かつ排他的な救済、ならびに Vidyo ならびにその供給者およびライセンサーの全責任は、Vidyo または製品を顧客に出荷した当事者に報告された（または要求に応じて返品された）場合に Vidyo が任意決定する製品の修理、交換または払戻しとする。いかなる場合も Vidyo は、ソフトウェアがエラーフリーであること、または顧客がソフトウェアを不具合または中断なく操作できることを保証するものではない。さらに、ネットワークへの侵入および攻撃について新しい技術が継続的に開発されていくことから、Vidyo は、ソフトウェアまたはソフトウェアが使用される機器、システムもしくはネットワークが侵入または攻撃に対し脆弱性を有していないと保証するものではない。

制限。 本保証は、ソフトウェア、製品またはソフトウェアを使用する権限が付与されたその他機器が、(a) Vidyo もしくはその授権代表者以外の人により変更されている場合、(b) Vidyo が付与した指示に従って、インストール、操作、修理もしくは保守されていない場合、(c) 異常な物理的もしくは電気的ストレスにさらされたか、誤用、過失もしくは事故が発生した場合、または (d) ベータコピー、評価、試験用またはデモンストレーションを目的としてライセンスが付与されている場合は、適用されない。本保証はまた、(e) 一時使用ソフトウェアモジュール、(f) Vidyo がライセンス料を受け取っていないソフトウェアに対して適用されない。

保証の否認

本保証に定められる場合を除いて、商品性の默示の保証もしくは条件、特定目的への適合性、不侵害、満足のいく品質、非干渉、情報内容の正確さを含むが、これに限定されない、または取引の過程、法律、使用法もしくは取引方法から生じるあらゆる明示のまたは默示の条件、表明および保証は、適用される法律により許される範囲で、かつ Vidyo、その供給者およびライセンサーにより明示的に否認される範囲で、本契約により除外される。默示の保証を除外できない場合、かかる保証の存続期間は、明示の保証期間に制限される。州または管轄によっては默示の保証の存続期間の制限を認めていないため、上記の制限は適用できない場合もある。本保証は顧客に特定の法的権利を付与するものであり、顧客はまた、管轄により異なるその他の権利も有する。本否認および除外は、上記に定められる明示の保証がその本質的目的を達成できない場合であっても適用されるものとする。

一般制限事項。

本書はライセンスの付与であり、ソフトウェアおよび文書への所有権の移転ではなく、Vidyo ならびに／またはその供給者およびライセンサーは、ソフトウェアおよび文書のあらゆるコピーの所有権ならびに製品およびソフトウェアの知的財産権を留保する。顧客は、製品、ソフトウェアおよび文書資料に Vidyo およびその供給者またはライセンサーの知的財産権（国際および米国営業秘密、著作権、特許および出願中の特許など）が含まれることを認め、かかる知的財産権には、個々のプログラムの特定の内部設計および構造ならびに関連情報を含むが、これに限定されない。したがって、本契約に基づき別段に明示的に定められる場合を除いて、顧客は次の権利を有していないものとし、また特にこれを行わないことに同意する。（i）顧客のライセンス権を他者または他の事業体へ移転、譲渡もしくはサブライセンスを付与する、もしくは認可されていないもしくは中古の機器を使用すること（顧客は計画された移転、譲渡、サブライセンスの付与もしくは使用は無効となることを顧客は認める）、（ii）製品、ソフトウェアのエラーを修正する、別途これを変更もしくは改良する、もしくはソフトウェアに基づく派生物を作成する、もしくは第三者がこれを行うことを許可すること、（iii）ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、復号化、逆アセンブルする、もしくはソフトウェアを可読形式に変換すること（ただし本制限にもかかわらず適用される法律に基づき別段に明示的に求められる範囲で、かかる要件に準ずる場合はこの限りではない）、（iv）Vidyo の書面による明示的な権限の付与なく、レンタル、サービスビューローもしくはタイムシェアリングベースであるかにかかわらず、第三者のためにサービスを履行するためにソフトウェアを使用する、もしくはかかる履行のための使用を許可すること、または（v）Vidyo の書面による事前の同意なく、製品、ソフトウェアおよび文書に何らかの形式で含まれる営業秘密を第三者に開示、提供もしくは別途利用可能とすること。顧客は、かかる営業秘密を保護するための合理的なセキュリティ対策を実施するものとする。法律により求められる範囲で、および顧客の書面による要求に応じて、Vidyo は、ソフトウェアと独自に作成された別のプログラム間の互換性を達成する必要のあるインターフェース情報を、Vidyo により適用される料金の支払いが求められる場合はかかる料金の支払い後に顧客に提供するものとする。顧客は、かかる情報に關し厳格な守秘義務を遵守するものとし、Vidyo がかかる情報を使用可能とする際に定める、適用される条件を遵守してかかる情報を使用するものとする。

本契約にかかるあらゆる税および関税については、別段に明示的に定められる場合を除いて、製品またはソフトウェアには含まれず、顧客が支払うものとする。

ソフトウェア、アップグレードおよび追加コピー。

本契約の目的において、「ソフトウェア」には、Vidyo または Vidyo の正規再販業者により顧客に提供される、ファームウェアを含むコンピュータプログラム、およびそのアップグレード、アップデート、バグ修正もしくは修正版（総称して「アップグレード」）または Vidyo もしくは Vidyo の正規再販業者により顧客にライセンスが付与されたもしくは提供されたソフトウェアのバックアップコピーが含まれるものとする（および本契約の条件を適用するものとする）。本契約のその他の規定にもかかわらず、(1) 顧客は、追加コピーまたはアップグレードを使用するライセンスまたは権利を有しておらず、ただし顧客がかかるコピーまたはアップグレードを取得した時点で、オリジナルのソフトウェアの有効なライセンスを保有しており、かかるアップグレードまたは追加コピーに対し適用される料金を支払っている場合はこの限りではなく、(2) アップグレードの適用は、顧客が最初に購入したエンドユーザもしくは借主である、またはアップグレードされるソフトウェアを使用する有効なライセンスを別途保有している Vidyo の機器に制限され、および (3) 追加コピーの作成および使用は、必要なバックアップの作成を目的とする場合にのみ限られる。

所有権表示。顧客は、ソフトウェアのあらゆる形式のあらゆる著作権およびその他所有権の表示について、かかる著作権およびその他所有権表示がソフトウェアに添付されているものと同じ形式および方法を維持して複製されることに同意する。本契約で明示的に権限が付与される場合を除いて、顧客は、Vidyo の書面による事前の許可なくソフトウェアのコピーまたは複製を作成してはならない。

期間および解除。本契約および本契約において付与されるライセンスは、関連する注文書に定められるとおりまたは本項に基づき解除されるまで、効力を有するものとする。顧客は、ソフトウェアのあらゆるコピーおよび文書を破棄することにより、いつでも、本契約およびライセンスを解除することができる。本契約に基づく顧客の権利は、顧客が本契約の規定を遵守しなかった場合に、Vidyo から通知されることなく直ちに消滅する。かかる消滅に際し、顧客は、顧客が所有または管理するソフトウェアおよび文書のコピーをすべて破棄するものとする。顧客の守秘義務、責任制限ならびに保証の否認および制限は、すべて、本契約の解除後も存続するものとする。さらに、「米国政府の権利の制限」および「限定保証およびエンドユーザライセンスに適用される一般条件」と表題がつけられた条項の規定は、本契約の解除後も存続するものとする。その他の条項についても、その条件により本契約の強制が求められる場合は、解除後も存続するものとする。

輸出。製品、ソフトウェアおよび文書資料は、技術データを含み、米国輸出管理法およびその関連規制を含む米国輸出規制法の対象となる場合があり、またその他の国の輸出または輸入規制の対象となる場合もある。顧客は、かかるあらゆる規制を厳格に遵守することに同意し、顧客が製品、ソフトウェアおよび文書資料を輸出、再輸出または輸入するためのライセンスを取得する責任を有することを認める。

米国政府商業ライセンス権。

本項は、顧客が米国政府機関である場合にのみ適用する。ソフトウェアおよび文書資料は、FAR (48C.F.R.) 2.101 および FAR12.212 で定義されるところの「商業用コンピュータソフトウェア」および「コンピュータソフトウェア文書資料」から構成される「商業項目」に該当し、かかる用語はする。顧客は、連邦法に違反する条項を除いて本契約により拘束されることに同意し、さらに、連邦法に違反する条項は、本契約のその他の条項の有効性および強制性に影響を及ぼすことなく本契約から削除されることに同意する。

エンドユーザライセンスに適用される一般条件

限定保証宣言および責任の否認。本契約に定められる救済がその本質的目的を達成していないかにかかわらず、いかなる場合も Vidyo またはその供給者もしくはライセンサーは、収益、利益の損失、データの損失もしくは損害、事業の中止、資産の損失、または特別、間接的、結果的、付随的もしくは懲罰的損害に対し、その原因にかかわらず、責任の理論またはソフトウェアの使用またはソフトウェアの使用不能により生じたか否かにかかわらず、Vidyo またはその供給者もしくはライセンサーがかかる損害の可能性を忠告されていた場合でも、責任を負うものではない。いかなる場合も、Vidyo またはその供給者もしくはライセンサーの顧客に対する責任は、契約、不法行為（過失を含む）、保証違反その他に関し、請求が発生したソフトウェアに顧客が支払った価格を上回ることないものとし、ソフトウェアが別の Vidyo 製品の一部である場合は、かかるその他の Vidyo 製品に支払われた価格を上回ることはない。州または管轄によっては結果的または付隨的損害の制限または排除を認めていないことから、上記の制限は、顧客に適用されない場合がある。

顧客は、本契約に定められる責任の制限および否認が、顧客がソフトウェアまたは Vidyo により引き渡されたその他製品もしくはサービスを受け入れているかにかかわらず適用される。顧客は、Vidyo が本契約に定められる保証の否認および責任の制限に依存して、エンドユーザおよび Vidyo の正規再販業者に適用される Vidyo の価格を設定して本契約を締結していること、ならびに同様に当事者間のリスク配分（契約の救済がその本質的目的を達成できず、これにより結果的な損失原因となるリスクを含む）を決定し、同様に両当事者間の取引の重要な基礎を形成していることを認め、これに同意する。本契約の有効性、構成および履行は米国ニュージャージー州の法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、法規則の選択の原則は考慮または適用されることはない。本契約に基づき生じる紛争の唯一の裁判地は、米国ニュージャージー州の管轄裁判所内とする。国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用しない。本契約の一部が無効または強制不能とされた場合、本契約の残りの条項は、完全な効力を有するものとする。本契約において明示的に定められるか、または Vidyo により別段に明示的に同意される場合を除いて、本契約は、本契約および文書資料に定められる条件に関し当事者間の完全な合意を構成し、購入注文書その他に定められる矛盾するまたは追加の条件に優先し、かかる矛盾するまたは追加の条件はすべて削除される。本契約は英語で作成され、両当事者は、英語版が優先されることに合意する。

侵害補償。 (a) Vidyo は、ソフトウェアまたは製品が、本契約に基づき付与されたライセンスの範囲内で使用された場合に、登録済みの米国、EU または連邦特許または著作権を直接侵害しているとする請求に基づく顧客に対し提起された訴訟を、自費で防御または解決する。ただし (i) 顧客はかかる請求についてすみやかに書面で Vidyo に通知するものとし、(ii) 顧客は Vidyo の書面による事前の同意なく、いずれの請求も解決または和解してはならず、(iii) Vidyo は、かかる訴訟および解決における交渉を単独で管理するものとし、また (iv) 顧客は Vidyo に、Vidyo の要求に応じて、かかる請求を解決または防御するために必要な情報および援助を提供するものとする。Vidyo は、かかる請求に帰せられる、顧客に対し最終的に裁定された損害賠償金および費用の全額を支払うこととに同意する。前記は、製品または本契約に基づき Vidyo により提供された品目による知的財産権の侵害に対する Vidyo の唯一の責任であり、顧客の唯一の救済である。 (b) 製品またはソフトウェアが第三者の侵害請求の対象となるか、Vidyo の見解においてかかる対象となる可能性がある場合、Vidyo は、その見解および裁量により、(i) 賠償責任のない製品を使用する権利を顧客に調達する、(ii) 製品を交換もしくは修正して侵害を排除する、または (iii) 適用されるライセンスもしくは製品を買い戻すことができる。 (c) 顧客は、製品の修正または製品と別の製品との組み合わせにより第三者の権利を侵害していると

する請求に基づき Vidyo に対し提起された訴訟を、自費で防御または解決する。ただし、(i) Vidyo はかかる請求についてすみやかに書面で顧客に通知するものとし、(ii) Vidyo は顧客の書面による事前の同意なく、いずれの請求も解決または和解してはならず、(iii) 顧客は、かかる訴訟および解決における交渉を単独で管理するものとし、また (iv) Vidyo は顧客に、顧客の要求に応じて、かかる請求を解決または防御するために必要な情報および援助を提供するものとする。Vidyo は、かかる請求に帰せられる、顧客に対し最終的に裁定された損害賠償金および費用の全額を支払うことに同意する。(d) 上記 (a) にもかかわらず、Vidyo は、Vidyo により提供されなかった製品の修正または製品の別の製品との組み合わせに基づく請求に対し本契約に基づく賠償責任を負うものではなく、かかる請求に対し顧客を防御する義務を、またはかかる請求に対する費用、損害賠償もしくは弁護士費用を支払う義務は負わないものとする。

V04.18.2016